



和歌山市でも活躍中！～防犯パトロール犬～

全国各地で広がりを見せている「防犯パトロール犬」をご存じですか。毎日のように様々な事件がニュースなどで伝えられています。和歌山市でも、下校時間の子どもたちの見守りや、地域安全に貢献する活動が展開されています。

ぼうはんパトロール犬参加時 確認書

管理番号 和歌山地域安全課で記入	地区名	地区
フリガナ		性別
氏名		男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日	生まれ
住所	〒() 和歌山市	
電話番号	073 ()	
勤務先	年 月 日	
フリガナ		性別
愛犬の名前		オス・メス
愛犬の種類		
※確認事項 □ お散歩ついでにパトロールに記載している「お約束1-5」を確認し同意します。 □ 各地区の地域安全推進員から、「ぼうはんパトロール犬」以外の活動の連絡がある場合がありますが承知します。		
地域安全推進員	現在入会している	入会していない
備考		

参加は簡単！
身近なボランティアに
参加を希望する方は、和歌山市の各支所・

和歌山市では、和歌山北警察署管内で始まった「ぼうはんパトロール犬」を和歌山市全域に広げようという考え、和歌山市地域安全推進員会や警察の協力を得て、和歌山市危機管理部地域安全課が窓口となり「ぼうはんパトロール犬」事業として、2016年9月1日から事業がスタートしました。

和歌山市内の支所・連絡所、和歌山市地域安全課のウェブサイトや配布している確認書。和歌山市ホームページの検索で、ページ番号「1012874」を入力すると掲載ページにアクセス可能。

- ◆5つのお約束◆
1. ぼうはんパトロール犬は、18歳以上の飼い主でお願いします。
 2. 鑑札・狂犬病予防接種の済票の装着をしましょう。
 3. お散歩時は、バンダナを巻いてください。
 4. パトロール中、人に危害をあたえた場合は飼い主の責任となります。被害者に対し、誠意と責任をもって対応してください。
 5. マナーを守ってください。



みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

- わくわく親子こと・尺八体験会
わらべ唄メドレー、箏・尺八楽器体験、箏・尺八デュオ「ゆるりら」による演奏などを楽しめます。
日時 6月2日(日) 10:00～12:00
場所 和歌山市河北コミュニティセンター 2F 多目的ホール
参加費 100円(資料代等)
主催・申込み プロジェクト和の音 (073-448-2631、FAX 44-8-2632、toshihawa@leto.onet.ne.jp)
備考 締め切り 5月25日、ただし定員になり次第締め切り。
- 新元号「令和」について
新元号「令和」の典故は万葉集で、梅花の歌に由来します。みなさんで学びませんか。
日時 6月2日(日) 13:30～15:00
場所 片男波公園万葉館
講師 三木雅博さん(大阪梅花女子大学・日中比較文学教授)
定員 80名
参加費 500円
問い合わせ・申込み 片男波公園万葉館 (073-446-5553)
- 5G が創る未来～何がどう変わる～
5G(第5世代)の通信規格で我々の生活や自治体の情報化施策がどのように変わるかについて考えます。
日時 6月7日(金) 14:00～16:45
場所 和歌山ビッグ愛大ホール
内容 講演「5Gの実現に向けた取り組み」、「5G時代のソリューション協創、トークセッション
主催・申込み 和歌山県情報推進協議会(WIDA) FAX 073-428-2688、メール info@wida.jp
- シンポジウム「クルーズ新時代」～和歌山県の地域振興をめざして～講座です。
日時 6月4日(火) 13:00～15:00
場所 和歌山市民会館小ホール
内容 講演「我が国におけるクルーズ振興について」「クルーズへの招待状」、パネルディスカッション
参加費 無料
定員 600名(申し込み必要)
問い合わせ・申込み 和歌山県港湾空港振興課 (FAX 073-433-4839、メール e0824001@pre.f.wakayama.lg.jp)
備考 5月31日締め切り

問い合わせ
和歌山市役所危機管理局 危機管理部 地域安全課
〒640-8157 和歌山市八番丁 12
TEL 073-435-1005 FAX 073-435-1278

「ぼうはんパトロール犬」事業登録者に送られるエチケットバッグ、バンダナ、事業に関して紹介したチラシ

1週間って知らない話 NPOの

第11回 NPOとは？⑪

本連載の前回では、NPO 法人が担う活動分野を紹介しましたが、今回は、NPO 法人が満たさないといけない要件を8つ、ご紹介します。

① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とする
文字を見ますと「当たり前では…」と思われる方も多いかと思いますが、NPO 法人は本来の公益事業とは別に、目的とは関係ない収益事業として「その他の事業」をおこない、その収益を公益事業に充当することが認められています。実際に、本来の活動とは関係ない県産品の販売をおこない、その収益を NPO 活動に充当するという趣旨の定款を策定している NPO 法人があります。しかし「その他の事業」で得る収入額が本来の NPO 法人としての活動による収入額を上回っては、なんのための NPO 法人格かがわからなくなってしまう。そこで「その他の事業」の収入額が「特

定非営利活動にかかる事業」収入額を超えてはいけなく、ということをや要件としています。

② 営利を目的としないものであること
法人で得た利益を構成員で分配しないことを指します。これは労働の対価としての給与を支給してはならないということではなく、残余財産を構成員で分配する行為が認められていないという趣旨です。

③ 社員になろうとする方に条件をつけることができません
ここでいう「社員」とは、NPO 法人の最高意思決定機関である総会において議決権を行使できる方を指します。法律上「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」とされています。

④ 役員(理事・監事)のうち報酬(役員としての報酬)を受ける者の数が、役員総数の1/3以下であること
労働の対価としての給与を禁じているわけではなく、役員という役職に対する報酬を渡すことができる人数の制限です。

⑤ 活動が、宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
⑥ 活動が、特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
法人として、⑤や⑥の活動をおこなうことを目的と

しないことを明確にする必要があります。ただし、法人に所属している個人が、個人の資格で宗教や政治活動、公職者・政党の推薦・支持・反対することまでを禁じているものではありません。また、宗教や政治活動を「主たる目的」とはできませんが、宗教や政治について考えたり議論したりすることなどを一律的に禁止しているわけではありません。

⑦ 暴力団でないこと、暴力団やその構成員等の統制の下にある団体でないこと
これは厳しく規制されています。法人の役員になる際にも、法律の趣旨に反していないかを確認する誓約書への署名が求められています。

⑧ 10人以上の社員を有するものであること
③でご紹介したとおり、社員とは NPO 法人の総会で議決権を行使できる人のこと。つまり 10 名以上の構成員が必要となります。

★ ★ ★
【今回のポイント】
・NPO 法人は、NPO 法に基づく 8 つの要件を満たす必要がある
・要件のなかにはやや曖昧なもの、誤解を招きかねないものもある。要件のなかには自由な民間公益活動をおこなうため、画一的に禁止されているわけではないものもある